

麦共済制度 について

もしもに備え、麦共済または収入保険に加入して経営安定を図りましょう。
麦共済と収入保険の両方に加入することはできませんので、皆様それぞれの経営実態に応じてご選択ください。

対象となる災害

自然災害や病虫害、鳥獣害、火災による麦の減収（及び生産金額の減少）を補償します。

補償期間

発芽期（移植をする場合にあっては移植期）から収穫（収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出する）をするまでです。

加入方式

おすすめ！

1 災害収入共済方式

出荷データをもとに補償の設定及び損害の査定を行う方式で、補償割合は9割、8割、7割の中から選択できます。災害により当年の収穫量が基準収穫量（平年的な収穫量）を下回り、かつ、生産金額※が減少した場合に補償します。

共済金額（補償金額）は選択された補償割合～40%の範囲で選択できます。

※ 生産金額は当年の収穫量に等級ごとの補償単価を乗じて算定します。

《加入要件》①または②に該当する方

- ① 概ね全量をJ A等に出荷しており、出荷に関する資料から収穫量及び品質(等級の格付け)が把握できる方
- ② 青色申告を行っており、青色申告書及びその関係書類から収穫量及び品質(等級)が把握できる方

2 半相殺方式

どなたでもご加入いただける方式です。

現地調査にて損害の査定を行う方式で、補償割合は8割、7割、6割の中から選択することができます。補償割合8割を選択した場合、当年の減収量が基準収穫量（平年の収穫量）の2割を超えた場合に共済金をお支払いします。

10aあたり掛金の目安（小麦）

掛金の5割以上を国が負担します！

$$\text{組合員等負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} - \text{国の負担金}$$

《例》 基準単収350kgの場合

引受方式	災害収入共済方式 (9割補償を選択の場合)			半相殺方式 (8割補償を選択の場合)		
	交付対象者		非対象者	交付対象者		
畑作物の直接支払交付金	課税事業者	免税事業者		課税事業者	免税事業者	非対象者
共済金額 (補償金額)	51,984円	54,139円	10,720円	40,600円	42,560円	5,040円
組合員等 負担共済掛金	一筆半損特約あり	1,483円	1,544円	306円	948円	118円
	一筆半損特約なし	1,433円	1,492円	296円	825円	102円

※ 上記掛金は新規加入した場合の掛金率で計算しております。共済金の受け取りが少ない加入者ほど、掛金率が下がっていく仕組みとなっています。
 ※ 掛金とは別に賦課金がかかります。（10aあたり185円）

一筆半損特約

この特約を付帯すると、ほ場ごとに5割以上の被害が認められる場合、基準収穫量の2割分を上限に共済金をお支払いすることができるようになります。わずかな追加掛金で付帯することができます。

共済金の支払い

1 災害収入共済方式

生産金額が基準生産金額（平年の生産金額）の9割※に達しないときに補てんします。ただし、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回ることが条件となります。 ※ 選択した補償割合によって異なります。

例

次の内容で災害収入共済方式9割補償にご加入のAさんの収穫量が1,000kg（全て1等）であった場合...
・せときららを50a耕作 ・基準収穫量は1,750kg ・基準生産金額は300,773円
・畑作物の直接支払交付金交付対象者である（免税事業者）
※せときららの契約価格（1等）：2,042円/60kg 数量払単価（1等）：8,270円/60kg

補償する生産金額	300,773円 × 9割 = 270,696円
当年の生産金額	【麦の販売金額】 1,000kg × 2,042円/60kg = 34,030円
	【畑作物の直接支払交付金】 1,000kg × 8,270円/60kg = 137,830円
	【当年の生産金額】 34,030円 + 137,830円 = 171,860円 <small>(麦の販売金額) (畑作物の直接支払交付金)</small>
Aさんの支払共済金	270,696円 - 171,860円 = 98,836円 <small>(補償する生産金額) (当年の生産金額)</small>

2 半相殺方式

減収量が基準収穫量の2割※を超えた場合に補てんします。 ※ 選択した補償割合によって異なります。

例

次の内容で半相殺方式8割補償にご加入のBさんの収穫量が1,000kg（750kgの減収）であった場合...
・せときららを50a耕作 ・基準収穫量は1,750kg ・1kg当たり共済金額152円を選択
・畑作物の直接支払交付金交付対象者である（免税事業者）

支払開始減収量	1,750kg × 2割 = 350kg
支払対象となる減収量	750kg - 350kg = 400kg <small>(当年の減収量) (支払開始減収量)</small>
Bさんの支払共済金	400kg × 152円 = 60,800円

注意事項

農業者が麦について経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」といいます。）の交付を申請し、かつ、組合が交付対象者として引受を行っている場合には、交付金を加味した共済金額での引受を行っております。しかしながら、最終的に交付金が交付されなかった場合や免税事業者から課税事業者へ変更があった場合には、共済金額の変更が必要となり、共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われている場合には共済金の一部の返還を求める場合があります。

つきましては、交付金申請後に交付申請状況の変更があった場合には、必ず当組合まで連絡していただきますようお願い申し上げます。

詳しいお問い合わせは

山口県農業共済組合

NOSAI山口ホームページからもお気軽にお問い合わせください。下記QRコードからアクセスできます。

東部支所 . . . 岩国市周東町下久原484番地3 TEL 0827-84-0041
中部支所 . . . 山口市小郡長谷一丁目3番3号 TEL 083-972-2340
北部支所 . . . 萩市大字高佐下1982番地65 TEL 08388-8-5050
西部支所 . . . 下関市豊田町大字矢田271番地7 TEL 083-250-6208

